

議事日程(第5号)

平成30年12月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第74号 平成30年度対馬市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第2 議案第85号 対馬市景観条例
- 日程第3 議案第86号 対馬市公民館の指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第87号 対馬市デイサービスセンター御嶽の里の指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第88号 対馬市デイサービスセンターなるたき園の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第89号 対馬市デイサービスセンター合歓の木園の指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第90号 対馬市高齢者生活福祉センター「ピアハウス」の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第91号 対馬市こどもデイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第92号 対馬市温泉施設の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第93号 対馬市温泉施設の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第94号 あそうベイパークの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第95号 対馬市交流センター駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第100号 平成30年度対馬市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第14 議案第101号 平成30年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第102号 平成30年度対馬市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第103号 平成30年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第104号 平成30年度対馬市水道事業会計補正予算(第5号)
- 日程第18 議案第105号 対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第19 発委第1号 対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一

部を改正する条例について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第74号 平成30年度対馬市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第2 議案第85号 対馬市景観条例
- 日程第3 議案第86号 対馬市公民館の指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第87号 対馬市デイサービスセンター御嶽の里の指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第88号 対馬市デイサービスセンターなるたき園の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第89号 対馬市デイサービスセンター合歓の木園の指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第90号 対馬市高齢者生活福祉センター「ピアハウス」の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第91号 対馬市こどもデイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第92号 対馬市温泉施設の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第93号 対馬市温泉施設の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第94号 あそうベイパークの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第95号 対馬市交流センター駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第100号 平成30年度対馬市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第14 議案第101号 平成30年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第102号 平成30年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第103号 平成30年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第104号 平成30年度対馬市水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第18 議案第105号 対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第19 発委第1号 対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 

出席議員（18名）

1番 坂本 充弘君	2番 伊原 徹君
3番 長郷 泰二君	4番 春田 新一君
5番 小島 徳重君	6番 吉見 優子君
7番 船越 洋一君	8番 渕上 清君
9番 黒田 昭雄君	10番 小田 昭人君
12番 波田 政和君	13番 齋藤 久光君
14番 初村 久藏君	15番 大浦 孝司君
16番 大部 初幸君	17番 作元 義文君
18番 上野洋次郎君	19番 小川 廣康君

---

欠席議員（1名）

11番 山本 輝昭君

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長	糸瀬 美也君	次長	阿比留伊勢男君
課長補佐	梅野 浩二君	係長	柚谷 智之君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	桐谷 雅宣君
教育長	永留 和博君
総務部長	有江 正光君
総務課長	松井 恵夫君
しまづくり推進部長	阿比留勝也君
観光交流商工部長	俵 輝孝君
市民生活部長	根メ 英夫君
福祉保険部長	松本 政美君
健康づくり推進部長	荒木 静也君
農林水産部長	西村 圭司君
建設部長	小島 和美君

水道局長 .....	大浦 展裕君
教育部長 .....	須川 善美君
中対馬振興部次長 .....	佐伯 正君
上対馬振興部長 .....	園田 俊盛君
美津島行政サービスセンター所長 .....	神宮 喜仁君
上県行政サービスセンター所長 .....	乙成 一也君
消防長 .....	主藤 庄司君
会計管理者 .....	松尾 龍典君
監査委員事務局長 .....	小島 勝也君
農業委員会事務局長 .....	庄司 智文君

---

午前10時00分開議

○議長（小川 廣康君） おはようございます。

報告します。山本輝昭君から欠席の届け出がっております。

また、中対馬振興部長、平山祝詞君から欠席の申し出がっており、中対馬振興部次長、佐伯正君が代理で出席をしております。

ただいまから、議事日程第5号により、本日の会議を開きます。

---

日程第1. 議案第74号

日程第2. 議案第85号

日程第3. 議案第86号

日程第4. 議案第87号

日程第5. 議案第88号

日程第6. 議案第89号

日程第7. 議案第90号

日程第8. 議案第91号

日程第9. 議案第92号

日程第10. 議案第93号

日程第11. 議案第94号

日程第12. 議案第95号

○議長（小川 廣康君） 日程第1、議案第74号、平成30年度対馬市一般会計補正予算（第5号）から日程第12、議案第95号、対馬市交流センター駐車場の指定管理者の指定について

までの12件を一括議題とします。

議案第74号は各常任委員会に分割付託、議案第85号及び議案第86号は総務文教常任委員会に、議案第87号から議案第91号までは厚生常任委員会に、議案第92号から議案第95号までは産業建設常任委員会に付託しておりましたので、各委員長の審査報告を求めます。

総務文教常任委員長、春田新一君。

○議員（4番 春田 新一君） 皆さん、おはようございます。

総務文教常任委員会の審査の経過を報告いたします。

平成30年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条第1項の規定により本委員会に付託されました案件は、議案第74号、議案第85号及び議案第86号の3件であります。その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により次のように報告をいたします。

本委員会は、12月7日、対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において、全委員出席のもと、担当部長及び担当課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第74号、平成30年度対馬市一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会に係る歳入は、10款地方交付税で普通交付税の追加、14款国庫支出金で離島活性化交付金の追加、幼稚園・小中学校のブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金の計上、15款県支出金で長崎県議会議員選挙費委託金の追加、17款寄附金でふるさと納税の指定寄附金の追加、18款繰入金は学校教育施設のブロック塀・空調設備整備事業、U・Iターン推進事業費における移住・定住推進事業補助金、ふるさと納税返礼品にそれぞれ充当するものです。20款諸収入は、国道382号電線地中化工事に伴う補償費の追加が主なものです。

次に、歳出は、2款総務費で長崎県議会議員一般選挙に係る経費、CATV設定業務委託料、旧国民宿舎「上対馬荘」跡地の不動産鑑定委託料の計上、10款教育費では学校教育施設のブロック塀改修工事費、空調設備整備工事費が主な補正であります。

次に、議案第85号、対馬市景観条例について。

対馬市は九州の最北端位置し、南北に細長い島です。島の一部は壱岐・対馬国定公園に指定されるなど、自然環境が豊かで美しい景観を有しています。また、古代から、国境の島として日本と大陸との交流において重要な役割を担うとともに、史跡、物資、民俗行事等にも交流の痕跡がうかがえます。

これら対馬の美しい景観を市民の共有財産として後世に残すことが重要で、市民、事業者、行政が協働で取り組む必要があります。対馬市の特性に応じた景観づくりの基本的な方針、建築物や工作物などの行為の基準等を定めた対馬市景観計画を策定し、その運用に当たり、対馬市景観条例を制定するものです。

次に、議案第86号、対馬市公民館の指定管理者の指定について。

対馬市厳原地区公民館分館ありあけ会館が、平成31年3月31日をもって現在の5年間の指定管理を満了することから、指定管理者の更新を行うものです。

対馬市指定管理者選定委員会におきまして、公募によらない候補者の選定を行うことで決定し、審査の結果、白子区を選定し、引き続き指定管理者として指定しようとするものです。

指定期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5カ年で、指定管理料は年間407万円となっています。

以上、本委員会に付託されました議案第74号、議案第85号及び議案第86号の3件につきましては、採決の結果、いずれも賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、本委員会において、特に委員から出された意見について報告をいたします。

対馬市景観計画に関するパブリックコメントの結果の中に、ハングル文字の規制についての市民からの御意見が出されていましたが、本委員会でも、委員の中から、次の内容で活発な意見が出されました。

①対馬は歴史と文化の島である。ハングルは拒否できないが、ハングル文字だけの看板を見て、国内外からの観光客はどう思うか。「対馬」としての意思表示をし、対馬市独自の屋外広告物条例をつくるべきだ。

②看板の大きさが抑えられるのはよいと思うが、現時点で罰則のない景観条例だけで規制するのは難しい。

③外国人観光客は、日本に来て「日本らしさ」を求めているのではないか。

本委員会としては、景観条例では外国語の規制は難しいが、対馬市は努力義務として市民の皆様に協力をお願いし、一刻も早く規制ができ、対馬に合った屋外広告物条例をつくっていくべきである。そして、次年度設置される景観審議会と協議をし、対馬らしい風情や景観が損なわれないよう、具体的な基準の早期設定を望むものです。これらの意見が、今後の対馬市の行政に反映されるよう希望いたします。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（小川 廣康君） 厚生常任委員長、齋藤久光君。

○議員（13番 齋藤 久光君） おはようございます。

それでは、厚生常任委員会の審査報告を行います。

平成30年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条第1項の規定により本委員会に付託されました議案第74号及び議案第87号から議案第91号までの6件について、その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により次のとおり報告いたします。

本委員会は、12月10日、対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において、委員5人出席のもと、

担当部長及び担当課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第74号、平成30年度対馬市一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会に係る歳入については、14款国庫支出金及び15款県支出金において、今年度の事業費の見込み額に伴い、助産、母子生活支援施設入所負担金の追加、民間のこども園や保育園に給付する施設型給付費負担金の追加などが主なものであります。

歳出では、2款総務費2項2目賦課徴収費において、予算流用の補填に係る納税組合事務取扱費交付金の追加、3款民生費では1項1目社会福祉総務費において、障害者自立支援給付支払い等に係るシステム改修委託料の計上、1項5目老人福祉費において、対馬老人ホームのエアコンの修繕及び養護老人ホーム丸山の屋根の防水等に係る修繕料の追加、対馬市総合福祉センターふれあいプラザの通所リハビリテーション利用者の送迎乗降等の安全確保のための駐車場整備に係る工事請負費の追加、2項1目児童福祉総務費では、5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を策定するための策定業務委託料の計上、2項2目児童福祉施設費において、産休・育休・欠員等に伴う代替保育士等の臨時雇賃金の追加、旧佐須へき地保育所の解体に伴う用地内の水路の整備を行うための工事請負費の追加が主なものであります。

4款衛生費では、1項3目保健施設費において、この夏の猛暑に伴うエアコン等、各保健センターの電気使用料の増加に伴う光熱水費の追加、2項2目塵芥処理費において、一般廃棄物の処理及び海岸漂着物の処理業務に係る勤務日数の増加に伴う臨時雇賃金の追加が主なものであります。

以上が、今回の補正の主な内容であります。

議案第87号、対馬市デイサービスセンター御嶽の里の指定管理者の指定については、平成31年3月31日に指定管理期間が満了となることから指定管理者の更新を行うものであり、公募を行いました。応募者がいなかったことから、再度、公募及び法人に対して現地説明会の実施案内等を経て、社会福祉法人慶長会を選定し、指定管理者として指定しようとするものであり、指定管理期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間となっております。

議案第88号、対馬市デイサービスセンターなるたき園の指定管理者の指定について及び議案第89号、対馬市デイサービスセンター合歓の木園の指定管理者の指定については、平成31年3月31日に指定管理期間が満了となることから指定管理者の更新を行うものであり、公募を行った結果、それぞれ1団体から申請があり、審査の結果、現在の指定管理者であります社会福祉法人慶長会を選定し、指定管理者として指定しようとするものであり、指定管理期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間となっております。

議案第90号、対馬市高齢者社会福祉センター「ピアハウス」の指定管理者の指定については、平成31年3月31日に指定管理期間が満了となることから指定管理者の更新を行うものであり、

公募を行った結果、1団体から申請があり、審査の結果、現在の指定管理者であります社会福祉法人あすか福祉会を選定し、指定管理者として指定しようとするものであり、指定管理期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間となっております。

議案第91号、対馬市こどもデイサービスセンターの指定管理者の指定については、平成31年3月31日に指定管理期間が満了となることから指定管理者の更新を行うものであり、公募を行った結果、1団体から申請があり、審査の結果、現在の指定管理者であります社会福祉法人米寿会を選定し、指定管理者として指定しようとするものであり、指定管理期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間となっております。

以上、本委員会に付託されました議案第74号及び議案第87号から議案第91号までの6件については、慎重に審査し採決した結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（小川 廣康君） 産業建設常任委員長、大部初幸君。

○議員（16番 大部 初幸君） それでは、産業建設常任委員会の審査報告を行います。

平成30年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条第1項の規定により本委員会に付託されました案件は、議案第74号及び議案第92号から議案第95号までの5件であります。その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により次のとおり報告いたします。

本委員会は、12月11日、対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において、全委員出席のもと、担当部長及び担当課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第74号、平成30年度対馬市一般会計補正予算（第5号）の本委員会に係る歳入については、13款使用料及び手数料で比田勝港国際ターミナル利用者の増加に伴う国際ターミナル使用料の追加、14款国庫支出金で橋梁やトンネル点検補修事業に係る補助金の決定による社会資本整備総合交付金の減、15款県支出金で地籍調査事業に係る補助金の決定による地籍調査事業補助金の減、21款市債で朝鮮通信使資料館整備事業債の増が主な補正であります。

歳出については、2款総務費で県補助金の決定による地籍調査測量委託料の減、6款農林水産業費で肉用牛生産へ新規参入する農家に牛舎の建築費の2分の1（上限限度額250万円）を助成する肉用牛新規参入施設整備事業補助金の計上、肉用牛を増頭する牛舎の増築に係る費用に対し1平方メートル当たり1万円を補助する肉用牛多頭飼育施設整備事業補助金の計上、製材、丸太、チップの輸送量の増加に伴う離島輸送コスト助成事業補助金及び漁協施設整備費の事業費増による産地水産業強化支援事業補助金の追加、7款商工費で朝鮮通信使に関する資料等を展示する（仮称）朝鮮通信使資料館を新たに整備するための基本・実施設計委託料の計上、8款土木費で国庫補助金の決定によるトンネル長寿命化工事の減、西岡橋の地質調査委託料及び橋梁補修工



事の追加、比田勝港国際ターミナル利用者の増加に伴う国際ターミナル使用料徴収委託料の追加が主な補正であります。

なお、（仮称）朝鮮通信使資料館の計画場所は、対馬市役所厳原庁舎と万松院のほぼ中間の位置にあります長崎県病院企業団が所有する3階建ての旧国分職員宿舎で、その1階部分を改築しようとするものであります。

議案第92号、対馬市温泉施設の指定管理者の指定については、現在、対馬市温泉施設「ほたるの湯」の指定管理者として社会福祉法人梅仁会が管理運営を行っておりますが、平成31年3月31日をもって指定管理期間が終了いたします。そのため、関係条例の規定により公募を行った結果、1団体からの申請があり、審査の結果、社会福祉法人梅仁会を選定し、引き続き指定管理者として指定しようとするものであります。

なお、指定管理料は年1,387万円の提案で、指定管理期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間であります。

議案第93号、対馬市温泉施設の指定管理者の指定については、現在、対馬市温泉施設「真珠の湯」の指定管理者として株式会社対馬グランドホテルが管理運営を行っておりますが、平成31年3月31日をもって指定管理期間が終了いたします。そのため、関係条例の規定により公募を行った結果、1団体からの申請があり、審査の結果、株式会社対馬グランドホテルを選定し、引き続き指定管理者として指定しようとするものであります。

なお、指定管理料は年約750万円の提案で、指定管理期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間であります。

議案第94号、あそうベイパークの指定管理者の指定については、現在、グリーンアイランド合同会社が管理運営を行っておりますが、平成31年3月31日をもって指定管理期間が終了いたします。そのため、関係条例の規定により公募を行った結果、1団体からの申請があり、審査の結果、グリーンアイランド合同会社を選定し、引き続き指定管理者として指定しようとするものであります。

なお、指定管理料は年約960万円の提案で、指定管理期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間であります。

議案第95号、対馬市交流センター駐車場の指定管理者の指定については、現在、株式会社まちづくり厳原が管理運営を行っておりますが、平成31年3月31日をもって指定管理期間が終了いたします。そのため、関係条例の規定により公募によらない候補者の選定を行った結果、株式会社まちづくり厳原を選定し、引き続き指定管理者として指定しようとするものであります。

なお、指定管理料は発生せず、指定管理期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間であります。

以上、本委員会に付託されました議案第74号及び議案第92号から議案第95号までの5件につきましては、慎重に審査し採決した結果、いずれも賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長（小川 廣康君） 各常任委員会の審査報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務文教常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認めます。

次に、厚生常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認めます。

次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第74号、平成30年度対馬市一般会計補正予算（第5号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。この採決は、起立によって行います。本件に対する各常任委員長の審査報告はいずれも可決であります。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川 廣康君） ありがとうございます。起立多数です。本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号、対馬市景観条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の審査報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号、対馬市公民館の指定管理者の指定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の審査報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号、対馬市デイサービスセンター御嶽の里の指定管理者の指定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の審査報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号、対馬市デイサービスセンターなるたき園の指定管理者の指定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の審査報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号、対馬市デイサービスセンター合歓の木園の指定管理者の指定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の審査報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第90号、対馬市高齢者生活福祉センター「ピアハウス」の指定管理者の指定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の審査報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号、対馬市こどもデイサービスセンターの指定管理者の指定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の審査報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号、対馬市温泉施設の指定管理者の指定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の審査報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号、対馬市温泉施設の指定管理者の指定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の審査報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第94号、あそうベイパークの指定管理者の指定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の審査報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第95号、対馬市交流センター駐車場の指定管理者の指定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の審査報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13. 議案第100号

日程第14. 議案第101号

日程第15. 議案第102号

日程第16. 議案第103号

日程第17. 議案第104号

日程第18. 議案第105号

○議長（小川 廣康君） 日程第13、議案第100号、平成30年度対馬市一般会計補正予算（第6号）から日程第18、議案第105号、対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例までの6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） ただいま一括議題となりました議案第100号から議案第105号までの6件について、続けて、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

今回の補正は、8月の人事院勧告を受け、11月6日の政府閣議決定後、同月28日に国家公務員の給与を増額する改正給与法が成立したことから、一般職及び特別職などの給与について改正を行うものでございます。

一般会計補正予算書（第6号）の1ページをお願いいたします。

平成30年度対馬市一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによることを規定し、第1条第1項歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,536万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ333億7,386万8,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページにかけての第1表歳入歳出予算補正によるとするものでございます。

次の対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算ほか2つの特別会計と水道事業会計補正予算についても改正の理由は同様でございますので、詳細な説明は省略させていただきます。

対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,299万9,000円とし、対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億275万1,000円とし、対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ4,097万7,000円とし、対馬市水道事業会計補正予算（第5号）については、職員給与費を49万6,000円追加し、1億8,471万8,000円とするものでございます。

引き続き、対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

人事院が行う民間給与実態調査において、平成30年4月分の月例給が平均で655円、民間給与が国家公務員給与を上回る結果となり、世代間給与配分の観点から、若年層に重点を置きながら給料表の水準を引き上げ、特別給、いわゆるボーナスについても民間が公務を上回ったことから、0.05月分の引き上げを行うことを柱とした勧告が平成30年8月10日に行われました。これを受け、11月6日の政府の閣議決定を経て、同月28日に国家公務員の給与を増額する改正給与法が成立いたしました。

本市においても、今回の人事院勧告等に鑑み、一般職及び特別職などの給与について所要の改正を行うものであり、改正内容については、新旧対照表により御説明を申し上げます。

第1条関係につきましては、第24条第1項中「4,200円」を「4,400円」に改め、第30条第2項第1号の「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の90」の次に「、12月に支給する場合には100分の95」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の42.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の47.5」を加え、あわせて基準日及び支給日の定義が及ぶ範囲をより限定してわかりやすくするため、同条第4項中「次条において同じ。）から」を「次条第3項第3号において同じ。）から」に、「同項」を「第30条第1項」に、「次条において同じ。）」を「次条第1項において同じ。）」に改めるもので、12月に支給した勤勉手当の支給月数を0.90月分から0.95月に引き上げ、0.05月を追加で支給するよう定めたものであります。

また、再任用職員にあつては、12月に支給した月数を0.425月から0.475月に改正するものであります。

別表第1から第4までの給料表の改正は、民間給与との格差を埋めるため、平成30年4月にさかのぼって改正するものであります。

第2条関係につきましては、第27条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に改め、同条第3項を再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」とするに改めるものであります。

第30条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合

には100分の95」を「100分の92.5」に改正するものであります。

また、同項第2号で、再任用職員について「、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の45」に改正するものであります。

第3条は、任期付職員の給料月額を一般職同様引き上げ、平成30年12月に支給する期末手当の支給月数を1.65月から1.70月に改正するものであります。

第4条は、31年6月以降に支給する期末手当の支給月数を改正するもので、6月、12月ともに支給月数を1.675月に改正するものであります。

第5条から第10条は、市長など特別職の期末手当の支給月数の改正であります。

第5条及び第6条は市長及び副市長、第7条及び第8条は教育長、第9条及び第10条は議会議員について、それぞれ平成30年12月に支給した期末手当の支給月数を1.725月から1.775月に引き上げ、0.05月分を追加で支給するよう定めたものであります。

また、平成31年6月以降については、6月、12月とも支給月数を1.675月に改正するものであります。

最後に、議案書の22ページから23ページをごらんください。

附則第1条では、今回の改正条例の施行日を公布の日とし、ただし第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条については平成31年4月1日とするものであります。

また、第1条、第3条、第5条、第7条及び第9条についての適用日を平成30年4月1日とするものであります。

附則第2条では、平成30年4月からの月例給並びに12月に支給した期末勤勉手当の額が改正後に遡及して支給する支給額の内払いである旨の規定であります。

附則第3条は、本条例施行に関する委任規定を定めたものであります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから6件に対する質疑を行います。

まず、補正予算関係議案第100号から議案第104号までの5件について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、議案第105号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております6件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。6件は、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

議案第100号、平成30年度対馬市一般会計補正予算（第6号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号、平成30年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号、平成30年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第103号、平成30年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第104号、平成30年度対馬市水道事業会計補正予算（第5号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第105号、対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開を11時10分からいたします。

午前10時49分休憩

-----  
午前11時10分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

#### 日程第19. 発委第1号

○議長（小川 廣康君） 日程第19、発委第1号、対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。議会運営委員長、波田政和君。

○議員（12番 波田 政和君） ただいま議題となりました発委第1号、対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

発委第1号、対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、会議規則第166条第1項で規定されている議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場、いわゆる協議等の場に参加したときの費用弁償の支給根拠を規定するため改正を行うものであります。

また、市長部局では、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により市内でのタクシー利用や宿泊した場合に、これらの費用を支給できる規定がありますが、議員に対しては支給できる規定はありません。市長部局との権衡上、議員に対しても同様にタクシー代や市内宿泊料を支給するため条例の改正を行うものであり、第3条の一部改正と別表第1の備考に、新たに備考1と備考5を追加するものであります。

また、常用漢字表の追加による字句の改正等を行うものであります。

なお、附則で、この条例は公布の日から施行すると定めております。

改正部分につきましては、配付の新旧対照表を御参照ください。

以上が、発委第1号の提案理由の説明でございます。審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は委員会付託を省略し、これから討論、採決を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

議事進行の都合上、暫時休憩をいたします。

午前11時14分休憩

午後0時18分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

お諮りします。本会議における議決の結果、条項、字句、数字、その他において整理を要するものがある場合、その整理権を会議規則第43条の規定によって、議長に委任願います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。したがって、整理権は議長に委任することに決定いたしました。

---

○議長（小川 廣康君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

市長から挨拶の申し出がっておりますので、これを受けます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 第4回対馬市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、12月6日から14日間にわたり慎重に御審議いただき、御提案申し上げます全ての議案につきまして御決定賜り、厚くお礼申し上げます。

議決いただきました案件につきましては、市民皆様の生活と福祉の向上のため、適正な事務処理に努め、速やかに対処してまいりたいと存じます。

次に、4件御報告を申し上げます。

12月9日、対馬市交流センターにおきまして、対馬学フォーラム2018を開催いたしました。このイベントは、対馬に関する研究や実践の成果を市民、関係団体、島外の研究者や学生と共有し、対馬の環境や文化の保全、地域振興等につなげるため、4年前から毎年開催しているものであります。今年度は、国内外から約280名の方々に御参加いただき、盛況に終えることができました。

カワウソの痕跡調査やいそ焼け対策など、最新の研究成果について発表いただくとともに、明治大学自動運転社会総合研究所からは、対馬における自動運転の実証実験に関する構想をお話しいただきました。人口減少問題も、環境問題も、依然として厳しい状況ではありますが、持続可能な社会の実現のためのさまざまなヒントや可能性を感じとることができました。

また、九州大学や立教大学等の大学紹介を兼ねたオープンキャンパスを開設いただき、進学等を目指す地元高校生の多くの参加を得ることができました。

本市といたしましては、引き続き、大学との連携を図りながら、地方創生の推進強化に努めてまいりたいと思います。

同時開催イベントとして初めて開催した対馬沿岸磯焼け対策研修会では、対馬沿岸藻場再生計画の概要説明、鴨居瀬地区藻場保全組織の活動事例発表、食害生物の有効利用に関する調査研究報告、海藻の増殖に関する取り組み報告とあわせて意見交換を行い、御参加いただいた皆様からは、いそ焼け対策に関するさまざまな御意見、御提言をいただきました。

また、対馬地区漁協女性部の皆様などに御協力いただき実施した食害魚であるイシズミ、アイゴを使った料理の試食会では、多くの方から「おいしい」「こんなにおいしいとは」などの驚きの声もあり、食害魚の資源化に向けて、その可能性を強く感じた次第です。

今後も、対馬全体が一体となって、藻場の保全・再生の取り組みを進めてまいります。

次に、本県の離島から本土の医療関係への救急患者の搬送につきましては、昭和33年1月から海上自衛隊の災害派遣による御対応をいただいておりますが、このたび、搬送回数が5,000回に

到達し、去る12月10日に記念式典が県庁にて開催されましたので、小川議長とともに出席してまいりました。

式典では、中村知事から、岡田海上自衛隊第2航空群司令に感謝状が贈呈され、それに引き続いて行われた感謝の夕べでは、私からも、司令を初め海上自衛隊の皆様に対して、対馬市民を代表して感謝の言葉を申し述べました。

12月14日、15日の両日、それぞれ、巖原町と峰町において認知症ケア技術に関する市民公開講座を開催し、医療・介護の専門職の方から市民の皆様まで、2日間で約300名の御参加をいただき、御来場者からも大きな反響もございました。

講座には、ユマニチュードというケア技術を考案されたイヴ・ジネスト氏と、日本国内での普及に尽力されている国立病院機構東京医療センターの本田美和子総合内科医長をお招きいたしました。

ユマニチュードとはフランス語で人間らしさという意味で、知覚・感情・言語による包括的コミュニケーションに基づいた優しさを伝えるケアの技法であります。これは、介護や医療の専門的な技術や知識はなくても誰もがができるケアであることから、在宅や介護施設等においてユマニチュードを実践していただければ、本市が目指す地域包括ケアシステムの構築に向けての大きな推進力となることが期待できます。

引き続き、認知機能が低下した方々や認知症の方々が自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するため、地域や関係機関の皆様と一体となって取り組んでまいりたいと考えますので、御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、報告でございます。

さて、新年の行事でございますが、1月3日に成人式、5日には消防出初め式を予定しております。議員の皆様には、新年早々、御多忙のこととは存じますが御出席いただき、新成人、消防団員への激励を賜りますようお願いいたします。

最後になりますが、議員皆様を初め市民皆様方の御健勝と、来る新年が皆様方にとりまして希望にあふれた飛躍の年となりますよう御祈念申し上げ、本定例会閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（小川 廣康君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

平成30年第4回定例会は、議案全般にわたり熱心に御審議いただきまして、ここに滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位はもとより、市長以下、市幹部の方々の御協力に対して、心から御礼を申し上げます。

また、審議の中で出ました貴重な意見や指摘事項等につきましては、今後の行政運営に生かされることを期待いたします。

さて、今年も残すところあとわずかとなりましたが、今年を振り返れば、議会基本条例の制定を機に議会改革を推進しているところであり、大きな議会改革の扉があいたような成果を得たと感じているところであります。

まず、ペーパーレス会議を目指し、本年9月定例会からタブレット端末機を試行的に導入し、来年6月定例会から本格的に活用し、効率的な議会運営と議会内のペーパーレス化の促進を図ってまいりました。

次に、議員が地域に出向き、市民の皆様と意見の交換を行った議会報告会を実施したことです。議会活動、運営において、大きな財産を築きたいと思っております。今後においても、市民のより近いところで、市民の目線に立った議会活動を行っていきたいと考えております。

また、念願の国境離島新法が施行され、地域活性化の特効薬として新法を実感しているところでありますが、地域に応じたまちづくりが求められており、地域の熱意と力量が問われているところであります。新法を活用したさらなる事業展開が望まれており、交流人口の拡大等、市長とともに知恵を出し合い、対馬を活性化させる施策を展開していかなければならないと思っております。

終わりにになりましたが、皆様におかれましては、これから年の瀬に向けて慌ただしい毎日を過ごされることと思いますが、くれぐれも健康に留意され、御家族そろって健やかな新年を迎えられることを祈念し、閉会の挨拶といたします。

会議を閉じます。これをもちまして、平成30年第4回対馬市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後0時30分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 小川 廣康

署名議員 春田 新一

署名議員 小島 徳重

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員